



ケースワーカー募集のお知らせ

(宜野湾市役所保護課・会計年度任用職員※育休職員代替)

職種	ケースワーカー	
業務内容	生活保護法に基づくケースワーカー業務全般 ・保護受給者へのケースワーク（電話相談や訪問調査など） ・保護開始に伴う新規調査、生活保護にかかる保護変更などの事務処理 ・担当世帯 80 世帯程度 ・その他所属長が必要と認める業務	
応募資格	以下の①、②のいずれか。 ①社会福祉士の有資格者（経験は不問） ②社会福祉主事（生活保護関係業務経験者または福祉関係の相談業務経験者） 普通自動車運転免許（訪問業務は主に公用車で行います）。 パソコン操作技能。Word と Excel の基本的な機能。	
任用期間	令和 9 年 3 月 31 日まで。 ※勤務開始日はご相談ください。 ※1 か月間は条件付き採用期間となります。	
勤務日	週 5 日（月曜日から金曜日） 休日：土、日、祝祭日、慰霊の日、年末年始	
勤務時間	週 37.5 時間（1 日 7.5 時間、8 時 30 分～17 時まで）	
勤務場所	宜野湾市役所別館（保護課）	
休暇	年次有給休暇	任用期間、経験等に応じ最大 20 日付与 ※初年度は最大 12 日付与、勤続年数に応じ 労基法に準じ付与日数を追加
	その他の有給休暇	病気休暇（最大年 10 日）、子の看護休暇 （最大年 5 日）、夏季休暇（最大 3 日）、 産前・産後休暇、配偶者出産休暇等
	無給休暇	介護休暇等
報酬額（時給額）	社会福祉主事 ：1,722 円～1,757 円 社会福祉士 ：1,781 円～1,811 円	
報酬支給日	月末締め、翌月 15 日支払い ※期末手当については、6 月 10 日及び 12 月 10 日支払い	
諸手当	期末手当	年 4.65 月分（6 月と 12 月に支給） ※任用期間等により支給対象とならない場合や支給率が上記と異なる場合があります。

	通勤手当	距離に応じ支給
社会保険	週の勤務時間が 30 時間以上かつ 2 カ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び健康保険の適用となります。 ・週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満 ・報酬の月額が 8.8 万円以上であること ・雇用期間が 1 年以上見込まれること ・学生でないこと ・2 カ月を超える任用があること ※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。	
雇用保険	以下の要件を満たす場合は対象となります。 ・週の所定労働時間が 20 時間以上 ・31 日以上継続して雇用される見込みのもの	
労災保険	あり	
備考	・本事業予算は 3 月議会の承認を経て決定されるため、採用内示についてはあくまで内定として取り扱うことをご了承ください。 ・報酬、諸手当、休暇等については条例、規則の改正等により変更となる場合があります ・勤務日、勤務時間については相談に応じます。	
問合せ先	098-893-4411（内線 3651） 担当：平安名	